

公設試験研究機関研究者とそれ以外の者との共同発明に関する軽減措置について

軽減申請を行う場合は、審査請求料軽減申請書（様式見本 1）又は特許料軽減申請書（様式見本 2）に加えて、以下の添付書類を経済産業局等に提出し、交付された確認書の確認番号を記載して、出願審査請求書又は特許料納付書を特許庁に提出することになります。

なお、当該軽減措置の適用は、改正法の施行日である平成 21 年 6 月 22 日以降に審査請求及び特許査定等の送達があったものから対象となります。

<以下の要件のすべてを満たす公設試験研究機関が対象>

要件 a：地方公共団体の条例等により設置された公設試験研究機関であり、その機関の業務として、試験研究を行っていること

添付書面：条例等写し及びパンフレット等

要件 b：当該発明が公設試験研究機関研究者と公設試験研究機関研究者以外のものとの共同で行われたものであること

添付書面：公設試験研究機関研究者と公設試験研究機関研究者以外のものとの共同で行われたものであることを証する書面「参考 1-2（様式見本 3、項番 2.）」

要件 c：当該発明が公設試験研究機関研究者について職務発明であること

添付書面：公設試験研究機関研究者の職務発明であることを証する書面（様式見本 3、項番 2. (1)）

要件 d：当該発明に係る特許を受ける権利を公設試験研究機関の設置者が公設試験研究機関研究者及び公設試験研究機関研究者以外の者から承継していること

添付書面：共同発明者の共有に係る特許を受ける権利を、公設試験研究機関設置者が共同発明者から承継したことを証する書面（様式見本 3、項番 4.）及び、当該権利を承継したことが確認できる書類（譲渡証書（様式見本 4）又は譲渡契約書等の写し）

※公設試験研究機関研究者について、職務発明規程又は勤務規則等で権利を承継させることが定められている場合は、添付書面（様式見本 3、項番 4. (1)）にその旨を記載することにより、公設試験研究機関研究者に係る承継したことが確認できる書類の提出は不要です（この場合は、公設試験研究機関研究者以外の者に係る承継したことが確認できる書類を提出。）。

※上記譲渡証書等について、当該特許を受ける権利の承継が当該発明に係る特許の出願後であり、当該権利承継に係る出願人名義変更届を特許庁に提出している場合には、承継したことが確認できる書類の提出は不要です。

様式見本 1 : 審査請求料軽減申請書（記載例）

【書類名】	審査請求料軽減申請書（産業技術力強化法）
【提出日】	平成21年〇月〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願2008-〇〇〇〇〇〇
【申請人】	
【識別番号】	123456789
【住所又は居所】	〇〇県××市□□□
【氏名又は名称】	〇〇県
【公設試験研究機関名】	〇〇試験研究所
【申請の趣旨】	<u>産業技術力強化法第17条第2項第7号の規定に掲げる者</u>
【申請の理由】	審査請求料の軽減
【提出物件の目録】	
【物件名】	〇〇県□□条例の写し 1
【物件名】	△△△試験研究所のパンフレット 1
【物件名】	<u>産業技術力強化法第17条第2項第7号に係る発明の証明書 1</u> 譲渡証書 1

様式見本 2 : 特許料軽減申請書（記載例）

【書類名】	特許料軽減申請書（産業技術力強化法）
【提出日】	平成21年〇月〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願2008-〇〇〇〇〇〇
【申請人】	
【識別番号】	123456789
【住所又は居所】	〇〇県××市□□□
【氏名又は名称】	〇〇県
【公設試験研究機関名】	〇〇試験研究所
【申請の趣旨】	<u>産業技術力強化法第17条第1項第7号の規定に掲げる者</u>
【申請の理由】	特許料の軽減
【提出物件の目録】	
【物件名】	〇〇県□□条例の写し 1
【物件名】	△△△試験場のパンフレット 1
【物件名】	<u>産業技術力強化法第17条第2項第7号に係る発明の証明書 1</u> 譲渡証書 1

様式見本 3 : 産業技術力強化法第 17 条第 2 項第 7 号に係る発明の証明書 (記載例)

産業技術力強化法第 17 条第 2 項第 7 号に係る発明の証明書 (例)

1. 軽減申請に係る特許出願番号 特願 2008-000000
2. 共同発明者
- (1) 公設試験研究機関の研究者 (職務発明をした者)
- 氏名 ○○ ○○
- 住所又は居所 ●●県△△市■ ■■
- (2) 公設試験研究機関の研究者以外の者 (職務発明者以外の者)
- 氏名 □□ □□
- 住所又は居所 ○○県△△市× × ×
3. 当該発明をした公設試験研究者の当時の職務内容
- 化粧品の成分開発
4. 当該発明に係る特許を受ける権利の承継
- (1) 公設試験研究機関の研究者について
- 職務発明規程 (又は勤務規則等) に基づき、当該共同発明に係る特許を受ける権利を上記 2. (1) の発明者から承継しました。
- (2) 公設試験研究機関の研究者以外の者について
- 添付の譲渡証書 (又は譲渡契約書) に基づき、当該共同発明に係る特許を受ける権利を上記 2. (2) の発明者から承継しました。
- 上記のとおり、相違ないことを証します。

平成 21 年 ○ 月 ○ 日

(証明する者)

住所又は居所 ○○県 × × 市 □ □ □

氏名又は名称 ○○県

知事 ▲▲ ▲▲ (印)

※特許料の軽減申請の場合は、本証明書のタイトルを「産業技術力強化法第 17 条第 1 項第 7 号に係る発明の証明書」と記載します。

※軽減申請に係る特許出願が共同出願の場合は、2. の共同発明者は当該公設試験研究機関の設置者に特許を受ける権利を承継した発明者のみを記載します。

※2. の共同発明者が複数人いるときは、「氏名」及び「住所又は居所」欄を新たに設けて記載します。

※4. における権利の承継について、特許庁に対し出願人名義変更届を提出している場合（軽減申請時に同時に提出する場合も含む）は、4. に「平成〇年〇月〇日に提出した出願人名義変更届により、上記2. の発明者から承継しました。」と記載します。

様式見本4 : 譲渡証書 (記載例)

譲渡証書 (例)	
平成21年〇月〇日	
住所 (居所) 〇〇県××市□□□	
譲受人 〇〇県知事△△△△△ 殿	
	住所 (居所) 〇〇県△△市×××
	譲渡人 □□ □□ (印)
下記の発明に関する特許を受ける権利を平成〇年〇月〇日に貴殿に譲渡したことに相違ありません。	
記	
1 特許出願の番号	特願2008-〇〇〇〇〇〇
2 発明の名称	××××××

※軽減申請に係る特許出願が共同出願の場合は、譲渡人は当該公設試験研究機関の設置者に特許を受ける権利を承継した発明者のみを記載します。

※譲渡人が複数いるときは、「住所又は居所」及び「譲渡人」欄を新たに設けて記載します。